

32. 文化財保護章 1/2

| 考查細目 | 考查方法 | 合格年月日 | 認印 |
|---|-------------------|-------|----|
| (1) 文化財保護法に規定する「文化財」の意味を知り、それを保護する必要について説明すること。 | 口述または記述 | | |
| (2) 自分の住む市区町村及びその近隣で国・都道府県および市町村によって指定されている文化財を歴史博物館・美術館等で実際に調べ、その概要について説明すること | 資料(リスト)の提出および口述 | | |
| (3) 次の4つの内から1つを選び、それができること。 ア 有形文化財 (ア) 建造物、絵画、彫刻、工芸品のいずれかの部門を選び、自分の県内におけるその部門の国宝・重要文化財・登録文化財を実地調査し、800字以上のレポートを提出する。 イ 史跡 (ア) 自分の地域内における史跡をいくつか訪問し、それに関する史実を調べて、それぞれの時代に与えた影響について800字以上のレポートを提出する。 | 報告書の提出 口述または記述 | | |

つづく

32. 文化財保護章 2/2

| 考查細目 | 考查方法 | 合格年月日 | 認印 |
|--|---------------|-------|----|
| ウ 天然記念物 (ア) 特別天然記念物の名称5つをあげ、それについて説明する。 (イ) 自分の県内における国の天然記念物の名称をあげ、その所在地、特徴などについて説明する。 (ウ) 天然記念物の保護について、自分の地域内または県内の天然記念物の保護を目的とするポスターを作成し、適当な場所に展示して啓発を促す。 | | | |
| エ 埋蔵文化財 (ア) 縄文・弥生・古墳各時代の土器及び縄文・弥生各時代の石器の特徴についてレポートを提出する。 (イ) 古墳時代各期の特徴と古墳各部の名称をまとめて、説明する。 | | | |
| (4) 地形図等を参考に、自らの住む市区町村の昔と今の違いをまとめ、800字以上のレポートを提出する。 | 報告書(含む案内書)の提出 | | |

考查課目の全てに合格したことを証明します。

年 月 日 技能章考查員

印

34. 安全章

| 考查細目 | 考查方法 | 合格年月日 | 認印 |
|---|---------|-------|----|
| (1) 隊または班の安全係を3か月以上担当し、隊(班)キャンプにおける衛生ならびに危険防止の係になった経験を有すること。(安全係はスカウト活動及び一般戸外運動における危険防止を担当する) | 報告書の提出 | | |
| (2) 2泊以上のキャンプにおけるプログラム及び野営生活での危険を予測し、発生すると思われる事項を想定し、その対策について説明できること。 | 口述または記述 | | |
| (3) 自宅における危険なものを処理すること。特に火災の原因となる物を列挙し、その保管方法及び処理方法を説明すること。 | 報告書の提出 | | |
| (4) 自宅の各部屋の電気コンセント及びガス栓に接続されている器具について説明し、安全に使用されているか、その問題点を説明する。 | 口述または記述 | | |
| (5) 漏電やガス漏れ事故の原因を説明すること。 | 口述または記述 | | |
| (6) 常に自宅の周辺の危険物及び危険箇所を調べ、その処理改善方法が説明できること。 | 報告書の提出 | | |
| (7) 自宅、学校または、勤務先、電車、バスなどで地震または火災が起こったときの避難場所、及び正しい避難方法を知り、これを説明すること。 | 口述または記述 | | |
| (8) 歩行者を円滑に誘導、交通整理奉仕した経験、またはその能力を有すること。 | 報告書の提出 | | |
| (9) 身の回りで起こり得る危険なことについて、その時の状況、処置(判断)、予防方法について説明できること。 | 口述または記述 | | |

考查課目の全てに合格したことを証明します。

年 月 日 技能章考查員

印

35. 沿岸視察章

| 考查細目 | 考查方法 | 合格年月日 | 認印 |
|--|---------|-------|----|
| (1) 水路図誌(海図と水路書誌)の概要が読めること。 | 口述または記述 | | |
| (2) 居住地を中心とする(あるいは任意に選んだ)沿岸6km にわたり、水路図誌を参考に、または土地の人々の協力を得て、次の事項を調べ、略図を添えて、簡単な報告書を提出すること。 ア 海岸線の大体の状況 イ 5ヒロ(約9.15m)以内の浅瀬線、岩礁(水深2m以下の暗岩及び洗岩など)の所在 ウ 潮流の方向、干満の差 エ 舟艇の安全な接岸点及び避難場所 オ 灯台の位置、名称、灯質、灯色、周期、光達距離、及び霧信号の種類 カ 浮標、灯浮標の種類、形、塗色及び設置位置と目的 キ 無線局の種類、位置、名称、電波の種類と周波数 ク 水難救済所の所在地、電話番号及び緊急通報の要領 | 報告書の提出 | | |
| (3) 航行中の船舶及び水泳者などに潮流、岩礁、浅瀬の危険を通知する方法を知ること。 | 口述または記述 | | |
| (4) 1時間沿岸を監視し、航行する船舶の種類、数量、航向、時間、旗旗及び当時の潮汐、風向などを記録し、報告すること。 | 報告書の提出 | | |
| (5) 暴風警報、気象通報の標示を識別できること。 | 口述または記述 | | |
| (6) 国際船舶救難信号について常識を有すること。 | 口述または記述 | | |

考查課目の全てに合格したことを証明します。

年 月 日 技能章考查員

印